

理由要旨

第1 最高裁判所の判例と相反する判断があること

1 最大判平成17年9月14日最高裁判所民事判例集59巻7号2087頁及び最大判令和4年5月25日最高裁判所民事判例集76巻4号711頁は、在外邦人の選挙権及び国民審査権の制限について、これら主権者としての権利の行使の制約は原則として許されないとした。これらの判決は、選挙権や国民審査権の源である主権者たる地位そのものである日本国籍の保持を制限する法律の違憲審査基準の厳格さの下限を黙示した「解釈判例」（金築誠志）である。

ところが原判決は、上記二つの判決が用いたのよりもはるかに緩やかな基準を用いて、日本国籍を本人の意思に反して喪失させてしまう国籍法11条1項を合憲とした。この点で原判決は上記二つの判例と相反する。

2 最三小判平成18年2月7日最高裁判所民事判例集60巻2号401頁は、裁量権の行使についての司法審査は、判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に裁量権の逸脱又は濫用にあたるとする「解釈判例」を示し、国籍立法の裁量審査についての最高大判平成20年6月4日最高裁判所裁判集民事228号101頁は、考慮すべき「種々の要因」を例示したうえで、個人が被る不利益の大きさも考慮する審査基準を用いるべしとする「解釈判例」を示した。

ところが原判決は、国籍法11条1項に係る司法審査にあたって、個人が被る不利益の大きさを考慮しない審査基準を用い、個人の被る不利益を考慮しなかった。この点で原判決は上記判例と相反する。

3 最大判昭和37年11月28日最高裁判所刑事判例集16巻11号1593

頁は、単なる財産権についてさえ法律による没収（喪失）には告知、弁解、防禦の機会を必要とすることにより、主権者としての資格であり財産権にとどまらぬすべての基本的人権の保障の土台となる日本国籍を喪失させる際には告知、弁解、防禦の機会が不可欠であることを黙示した「解釈判例」である。

ところが原判決は、日本国籍を喪失させる際には告知、弁解、防禦の機会等の適正手続保障は不要であるとした。この点で原判決は上記判例と相反する。

第2 法令の解釈に関する重要な事項を含むこと

1 国籍法11条1項の立法目的は、政府の説明では、1898年には複数国籍の防止と外国に帰化した者を日本国民としても国に益がないこと、1950年には国籍変更の自由の保障と複数国籍発生防止であった。その後1984年の国会では、形骸化した日本国籍を消滅させる規定である、との説明がされた。原判決は1950年の政府説明の内容を立法目的と捉えたが、その立法目的は1984年までに変更されたと解されるので、原判決の理解には疑義がある。

2 原判決は、国籍法11条1項は、外国国籍を志望取得した者はその取得の時点で日本国籍を放棄するかどうかを選択する機会を与えられていたと擬制し、そのうえで実際に日本国籍を放棄する選択をしたとの擬制を積み重ねた。

しかし、実際には国籍法11条1項の存在や機能を知らないまま外国国籍を志望取得する者が申立人を含めて大多数であり、原判決の擬制の二段重ねには疑義がある。

3 原判決は、国籍法11条1項の周知義務違反を理由とする国家賠償請求について、申立人は、①米国国籍取得時に国籍法11条1項により日本国籍を喪失したと扱われることを知っていたと推認すべき状況にあった、②それを知っていたとしても米国国籍を取得していたと考えられるとして、棄却した。

しかし、①も②も経験則に違反する不合理な推認と決めつけであり、原判決は国家賠償責任の法律要件の解釈を誤っている。

第3 理由書の構成及び別紙附録について

理由書の構成は下記のとおりである。詳細なもくじは理由書冒頭に記載する。

- 第1章 はじめに 本件申立ての要点：判例との不整合と結論のアンバランス
- 第2章 最高裁判例と相反する判断
- 第3章 国籍法11条1項の解釈の重要な事項についての誤り
- 第4章 国家賠償法の解釈の重要な事項についての誤り
- 第5章 違憲審査
- 第6章 結び 最高裁判所の使命、国民の期待と信頼

なお、理由書には、テーマ別に情報を整理した下記の資料を附録として付す。

【資料1】 国籍と日本国籍

【資料2】 国籍法11条1項と現実社会 ①幸福追求の阻害

【資料3】 国籍法11条1項と現実社会 ②アイデンティティと日本国籍

【資料4】 国籍法11条1項と現実社会 ③世界の中の複数国籍

【資料5】 国籍法11条1項と現実社会 ④各国事情：複数国籍を肯定する法制度への転換のきっかけと理由

【資料6】 国籍法11条1項と日本 ①沿革と立法目的説明の変遷

【資料7】 国籍法11条1項と日本 ②複数国籍の弊害？

【資料8】 日本国籍喪失・剥奪に関連する学説、関連訴訟の判例評釈等

【資料9】 平成27年3月10日最高裁第三小法廷判決の事案との相違

【資料10】 平成20年6月4日最高裁大法廷判決が示した考慮要素

【資料11】 令和5年10月25日最高裁大法廷決定対照表

【資料12】 関連年表（国籍に関する法制度・国内外の裁判例、国際情勢）

【資料13】 関連年表（政府答弁等）

以上